

特定目的会社

平野和俊

税理士法人UAP パートナー・税理士



かつて「使い勝手が悪い」と言われた特定目的会社だが、金融商品取引法の施行で再注目されている。特定目的会社が資産流動化法に基づき現物不動産を運用する場合には、金融商品取引法の規制対象外とされるからだ。しかし残念ながら税務上の適格機関投資家の範囲については、金融商品取引法において拡大された適格機関投資家の範囲とされていない。最近の改正事項を中心としながら税務上の取扱いを確認したい。

① 特定目的会社に係る平成20年度税制改正

自由民主党が平成19年12月13日付にて公表した平成20年度税制改正大綱によると、資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）について下記の改正を行うこととされている。

1. 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、平成21年4月1日以後に特定不動産を取得した場合等の不動産の所有権の移転登記に係る軽減税率を1,000分の9（現行1,000分の8）に引き上げたうえ、その適用期限を2年延長する。
2. 特定目的会社に係る課税の特例等につ

いて、過大な控除を防止するため、特定目的会社等が納付した外国法人税の額は、現行の外国税額控除に代えて、特定目的会社の利益の配当等に対する所得税の額から控除することとする。その控除限度額は、当該所得税の額とする。

（注）当該改正は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る利益の配当等に対する所得税の額について適用する。

3. 特定目的会社に係る課税の特例等について、支払配当等の損金算入及び配当控除不適用となる配当等の要件における適格機関投資家の範囲を次のとおり見直す。
 - (1) 信用協同組合を金融庁長官に届出を行った者に限定する。
 - (2) 共済水産業共同組合連合会を追加する。
 - (3) 企業年金基金のうち直近事業年度の

年金経理に係る貸借対照表における資産から負債を控除した金額が100億円以上のものを追加する。

- (4) 信託会社（管理型信託会社を除く。）又は外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）のうち、金融庁長官に届出を行った者を追加する。

以下省略

税務上の適格機関投資家の範囲については、下記②のとおり、金融商品取引法において拡大された適格機関投資家の範囲ではなく、租税特別措置法施行規則第22条の18の4に規定する範囲に限られることが平成19年9月28日付省令により判明していた。金融界では金融商品取引法と同範囲に拡大される改正を望んでいたわけだが、上記3のとおり小幅な範囲拡大となっている。

② 平成19年9月28日付省令による適格機関投資家の範囲

財務省は平成19年9月28日付にて租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を公布している。これによると、特定目的会社を活用したスキームにおける支払配当損金算入要件に係る適格機関投資家の範囲は、金融商品取引法において拡大された適格機関投資家の範囲ではなく、租税特別措置法施行規則第22条の18の4に規定する範囲に限られるとされている。租税特別措置法施行規則第22条の18の4に規定する適格機関投資家の範囲（抜粋）は下記のとおりである。

1. 第一種金融商品取引業者（有価証券関連業に該当するものに限る。）又は投資

運用業を行う金融商品取引業者

2. 投資法人、外国投資法人、銀行、保険会社、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、投資事業有限責任組合など
3. 有価証券報告書を提出している者で、当該届出を行った日以前の直近に提出した有価証券報告書に記載された当該有価証券報告書に係る事業年度及び当該事業年度の前事業年度の貸借対照表における有価証券の金額の合計額が100億円以上であるもの

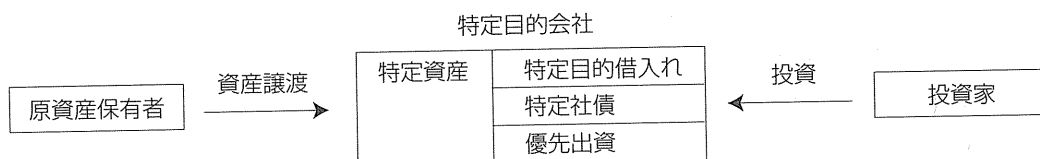
注目されるのは、金融商品取引法において範囲拡大された一般法人の有価証券残高基準10億円以上が適用されず、従来基準の残高100億円以上とされていることである。

③ 金融商品取引法と特定目的会社

平成19年9月30日付にて本格施行された金融商品取引法によると、特別目的会社が集団投資スキーム持分である匿名組合出資により受けた資金を、みなし有価証券に定義付けられた不動産信託受益権に投資する業務を行うためには、原則として特別目的会社が投資運用業登録する必要があるとされているが、ペーパーカンパニーである特別目的会社が投資運用業登録することは現実的に不可能である。

投資運用業登録したアセット・マネージャーに投資運用権限を一任すれば、特別目的会社は登録を免除されるが、投資運用業の参入規制、兼業規制はたいへん厳しいものとなっており、投資運用業登録するアセ

[図表] 特定目的会社の典型的な仕組み



ット・マネージャーは大手を中心として限られてしまうとされている。

投資運用業務がプロ向けの適格機関投資家等特例業務に該当すれば、特別目的会社は登録を免除される（届出は必要）とされているが、この場合でもアセット・マネージャーが投資一任業務を行うためには投資運用業の登録が必要となる。

以上は匿名組合を活用したスキームに係る規制であり、資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）に基づき現物不動産を運用する場合には、上記の規制はない。つまり、従前どおり特定目的会社及びアセット・マネージャー両方とも投資運用業登録は不要である。かつて「使い勝手が悪い」と酷評された特定目的会社を活用したスキームだが金融商品取引法の施行で再注目されている。

④ 実際の活用ポイント

私募投資ファンド組成又は資金調達のために特定目的会社を活用する場合に、現実的なネックとなるのが支払配当損金算入要件（詳細は下記⑤ 1(1)参照）のうち、次の2つの要件を具備することである。

- ① 特定社債が適格機関投資家のみによって引き受けられたものであること。
- ② その発行する特定社債又は優先出資の発行価額の総額のうちに国内において募

集されるものの発行価額の占める割合が、それぞれ100分の50を超える旨の記載又は記録があること。

特に①の要件が重要である。これらの要件が具備できれば、その他の要件は通常の留意により、又は、テクニカルな工夫により充足できるものが多い。

上記とは別に、資本金の額が高額となる影響にも留意したい。特定目的会社の資本金は少額（10万円程度）の特定資本金と多額の優先資本金から構成され、一般的にその合計額は1,000万円以上となるため、典型的な特定目的会社では第2期が消費税の新設法人となる。また、資本金等の額を基準として算出される法人住民税均等割にも注意が必要である。

⑤ 特定目的会社における課税関係

1 法人税法上の特例

特定目的会社は法人税法上の内国法人に該当するため、通常の内国法人と同様に法人税を納める義務がある（法4①）。資産流動化の促進を目的として、支払配当の損金算入が一定の要件の下に認められるとともに、法人税法の規定を適用する際において、いくつかの特例が設けられている。

(1) 支払配当の損金算入（措法67の14①）

特定目的会社のうち次に掲げる①～④のすべての要件を満たすものが支払う利益の配当（資産流動化法第115条第1項に規定する金銭の分配を含む。以下(1)において同じ。）の額で、次に掲げる⑤～⑩のすべての要件を満たす事業年度（以下(1)において「適用事業年度」という。）に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入すると規定されている。

① 資産流動化法第8条第1項の特定目的会社名簿に登載されているものであること。

② 次のいずれかに該当するものであること。

イ その発行（当該発行に係る金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する取得勧誘であって同項第1号に掲げる場合に該当するものに限る。）をした特定社債（資産流動化法第2条第7項に規定する特定社債（同条第8項に規定する特定短期社債を除く。）をいう。以下(1)において同じ。）の発行価額の総額が1億円以上であるもの

ロ その発行をした特定社債が金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（租税特別措置法施行規則第22条の18の4に規定する適格機関投資家に限るものとする。以下(1)において同じ。）のみによって引き受けられたもの

ハ その発行をした優先出資（資産流動化法第2条第5項に規定する優先出資をいう。以下(1)において同じ。）が50人以上の者によって引き受けられたもの

ニ その発行をした優先出資が適格機関投資家のみによって引き受けられたもの

③ 資産流動化法第5条第1項に規定する資産流動化計画においてその発行をする特定社債又は優先出資の発行価額の総額のうち国内において募集される特定社債又は優先出資の発行価額の占める割合がそれぞれ100分の50を超える旨の記載又は記録があること。

④ 会計期間が1年を超えないものであること。

⑤ 資産流動化法第195条第1項に規定する資産の流動化に係る業務及びその附帯業務を同項に規定する資産流動化計画に従って行っていること。

⑥ 資産流動化法第195条第1項に規定する他の業務を営んでいる事実がないこと。

⑦ 資産流動化法第200条第1項に規定する特定資産（以下(1)において「特定資産」という。）を信託財産として信託していること又は当該特定資産（同条第3項各号に掲げる資産に限る。）の管理及び処分に係る業務を他の者に委託していること。

⑧ 当該事業年度終了の時ににおいて法人税法第2条第10号に規定する同族会社のうち租税特別措置法施行令第39条の32の2第5項で定めるものに該当するもの（上記②イ又はロに該当するものを除く。）でないこと。

⑨ 当該事業年度に係る利益の配当の支払額が当該事業年度の配当可能所得の金額として下記の通り定める金額の100分の90に相当する金額を超えていること。

⑩ 資産流動化法第195条第2項に規定する無限責任社員となっていないこと。

⑪ 次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 資産流動化計画に記載された特定資産以外の資産（資産流動化法第195条第1項に規定する資産の流動化に係る業務及びその附帯業務を行うために必要と認められる資産並びに資産流動化法第214条各号に掲げる方法による余裕金の運用に係る資産を除く。）を保有していないこと。

ロ 特定目的会社が資産流動化法第2条第12項に規定する特定目的借入を行っている場合には、その特定目的借入れが適格機関投資家からのものであり、かつ、当該特定目的会社に対して資産流動化法第2条第6項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

<配当可能所得の金額の算出方法>

特定目的会社の利益の配当に係る配当可能所得は、Aの金額からBの金額を控除した金額（マイナスの場合は0）とする（措令39の32の2⑥、⑦）。

A：a 1 - (a 2 - a 3) により算出される金額

a 1…利益の配当を損金算入しないものとして計算した当該事業年度の所得の金額

a 2…次の①～④の取引により当該事業年度において益金に算入した金額と、当該事業年度の前事業年度において損金に算入した金額との合計額

① 売買目的有価証券の評価

② 有価証券の空売り等

③ デリバティブ取引

④ 外貨建資産等の期末換算

a 3…上記①～④の取引により当該事業年度において損金に算入した金額と、当該事業年度の前事業年度において益金に算入した金額との合計額

B：b 1 - b 2 + b 3 × 2 により算出される金額

b 1…当該事業年度終了の日における特定社債の残高の5%相当額

b 2…当該事業年度開始の日における利益積立金額相当額

b 3…b 4 又は b 5 から当該事業年度に減価償却資産に係る償却費として損金算入される金額を控除した金額（マイナスの場合は0）

b 4…特定資産の譲渡、特定社債の発行、特定約束手形の発行若しくは借入れ（以下(1)において「特定譲渡等」という。）が行われた場合において、当該事業年度において償還をした特定社債の額の合計額から、特定譲渡等により調達された資金のうち特定社債の償還に充てられた金額を控除した金額

b 5…特定譲渡等が行われなかった場合以外の場合において、当該事業年度において償還をした特定社債の額の合計額

(2) 受取配当等の益金不算入の不適用（措法67の14②）

特定目的会社が受ける剰余金の配当等に

については、受取配当等の益金不算入規定（法法23①）の適用はない。

(3) 中小法人に対する法人税法上の特例措置の不適用（措法67の14②）

特定目的会社については、中小法人に対する法人税法上の特例措置（法法66②）の適用はないため、法人税率は通常通り30%となる。

(4) 特定同族会社の特別税率に係る中小特定同族会社除外の不適用（措法67の14②）

特定目的会社については、特定同族会社の特別税率に係る中小特定同族会社除外（法法67①かっこ書）の適用はないため、資本金の額が1億円以下であっても特定同族会社の特別税率が適用される。

(5) 外国税額控除適用上の留意点（措法67の14②）

特定目的会社が外国税額控除限度額の計算をするにあたっては所得の金額は支払配当を損金に算入する前の金額とする。

特定目的会社については、間接外国税額控除の適用はない。

(6) 中小企業等の貸倒引当金の特例の不適用（措法67の14③）

特定目的会社については、中小企業等の貸倒引当金の特例（措法57の10）の適用はない。

(7) 交際費等の損金不算入の留意点（措法67の14③）

特定目的会社については、資本金の額にかかわらず交際費等の額は全額損金不算入

となる。

2 消費税の留意点

典型的な特定目的会社は少額（10万円程度）の特定資本金により設立されるため、課税事業者選択届出書を提出しない限り第1期は免税事業者となる。第1期に居住用建物以外の建物を取得する不動産ファンドであれば課税事業者選択届出書を提出して消費税還付を企図することになる。当該課税事業者選択届出書は第1期事業年度終了の日までに提出する必要がある（消法9④）。簡易課税選択届出書を提出して簡易課税を選択することもできるが、一般的にそのニーズは少ないと考えられる。

第1期中に多額の優先出資を受けて、特定資産を取得した場合には、第2期の事業年度開始の日における資本金の額が1,000万円以上である法人に該当するため、新設法人（消法12の2）に該当して課税事業者となる。居住用建物以外の建物を賃貸する不動産ファンドであれば簡易課税選択届出書を提出して簡易課税を選択することが一般的には有利だろう。

3 土地重課

法人が土地の譲渡等を行った場合には、通常の法人税のほかに、その土地等の譲渡利益に対し5%の特別税率による法人税を重課する制度が設けられているが、特定目的会社が行う譲渡で上記1(1)⑤乃至⑪（⑨を除く）の要件を満たす事業年度において行うものについてはこの適用はない（措法67の14③）。

また法人が短期所有に係る土地の譲渡等を行った場合には、通常の法人税のほかに、

その土地等の譲渡利益に対し10%の特別税率による法人税を重課する制度が設けられているが、平成10年1月1日から平成20年12月31日までの間にした土地の譲渡等については、この規定の適用が停止されている(措法63⑦)。

4 外形標準課税の不適用

事業税では、資本金1億円超の法人に対し、従来からの所得割に加えて付加価値割及び資本割による課税が行われるが、特定目的会社については資本金の額にかかわらず所得割のみが課される法人として取り扱われる(地法72の2①一口)。

5 法人住民税均等割

法人住民税均等割の額は資本金等の額に応じて算出されるところ、資本金等の額は法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額と定義されている(地法23四の五)。特定目的会社においては、特定出資及び優先出資について払い込まれた金銭の額が資本金等の額を構成する(法法2十六, 法令8一)。

6 不動産流通税

(1) 登録免許税

特定目的会社で一定の要件を満たすもの

が、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成20年3月31日までの間に、同条第4項に規定する資産流動化計画に基づき特定不動産で一定の要件を満たすものを取得した場合には、当該特定不動産の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後1年以内に登記を受けけるものに限り、登録免許税法第9条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあっては1,000分の8とする(措法83の3①)。

(2) 不動産取得税

特定目的会社(資産流動化法第4条第1項の規定による届出を行ったものに限る。)で政令で定めるものが資産流動化計画に基づき特定資産のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成13年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする(地法附則11)。